

令和 年 月 日

様

大阪市大正区役所
政策推進課長

広報板掲示承認通知書

令和 年 月 日に申請のありましたポスター・チラシの掲示について、大阪市大正区役所広報板掲示要綱第4条第2項の規定に基づき、次のとおり条件を付して承認します。

記

- チラシ・ポスターのタイトル
- 掲示期間
- 掲示内容
- 掲示場所 (No.)
- 掲示物サイズ

条件

- 1 大阪市大正区役所広報板掲示要綱（以下、「要綱」という。）第4条第2項により承認を受けたポスター・チラシ（以下、「掲示物」という。）の掲示期間・内容・サイズ・枚数・掲示場所は本承認通知書どおりとし、変更する場合は事前に大阪市大正区役所政策推進課長（以下、「担当課長」という。）の承認を受けること。
- 2 掲示物の管理を十分に行うこと。
- 3 掲示承認を受けた者（以下、「掲示者」という。）の帰すべき事由により、広報板の全部若しくは一部を減失、き損又は汚損したときは、掲示者の費用負担で担当課長の指示どおり復旧すること。
- 4 掲示者の帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合は、掲示者の責任において迅速かつ誠実に対応すること。
- 5 広報板には、要綱第4条第2項により承認を受けた掲示物以外は掲示しないこと。
- 6 掲示期間終了前に掲示物を撤去する場合は、担当課長へ報告すること。
- 7 掲示期間内であっても、担当課長が必要と認める場合は、掲示者の負担において、担当課長の指示どおり掲示物の撤去または位置変更等を行うこと。
- 8 前各号のほか、要綱に定める規定を遵守すること。